

石川県指定介護老人福祉施設入居指針のQ & A

○ 指針全般に関すること

〔問1〕入居については、申込順でよいのに、何故、入居指針をつくるのか。申込みの順番がもうすぐ回ってくると思って頑張っていたのに、納得がいかない。

(回答) 介護保険制度導入後、特養の入居申込者が急増し、直ちには入居の必要性のない方でも、将来のために入居申込みを行い、この予約的な入居申込みや複数施設への同時申込みが、入居の必要性の高い方が、直ちには入居の必要性のない方より後になってしまうという問題が生じていた。そのため、平成14年8月7日に特養の運営基準が一部改正されたもので、入居の必要性の高い方から早期に入居できる仕組みとすることにより、県民が安心して在宅生活を送れることを目的としているものである。

〔問2〕要介護1・2の者は、これまで何年も順番を待っていたことが無駄になるのか。

(回答) 既に入居申込みを行い、現在順番を待っている要介護1・2の方については、特例入居に該当する事由を記載し、再度入居の申込み手続きを行っていただきたい。なお、特例入居の対象となり、入居指針による評価点が同点の場合には、従前の申込み順位が優先されることになる。

○ 指針の内容

1 目的

指定介護老人福祉施設及び指定地域密着型介護老人福祉施設（以下「施設」という。）の入居について、介護の必要度や家族等の状況から、介護福祉施設サービスを受ける必要性が高いと認められる者が優先的に入居できるよう、施設における共通の入居指針を作成することにより、入居決定過程の透明性・公平性を確保するとともに施設の円滑な入居に資することを目的とする。

2 入居判定対象者の選定について

入居判定の対象となる者は、入居申込者のうち、次のいずれかに該当する者とする。

① 要介護3から要介護5までの要介護者

② 要介護1又は2の要介護者であって、その心身の状況、その置かれている環境その他の事情に照らして、居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由があることによる特例的な施設への入居（以下「特例入居」という。）が認められる者

〔問3〕 要介護認定で「要支援」又は「要介護認定中」の者は、この指針の対象者となるのか。

（回答） 入居の対象となる者は、原則、要介護3から要介護5までであり、「要支援」又は「要介護認定中」の者は対象外である。

〔問4〕 入居判定時に要介護3であったが、入居日の前日に要介護度が1・2に改善した場合、特養には入居できないのか。

（回答） 貴見のとおりである。ただし、要介護1・2に改善した入居者が、特例入居の要件に該当する場合には、特例的に指定介護老人福祉施設及び指定地域密着型介護老人福祉施設への入居が認められることとなる。

〔問5〕 現に入居している要介護1・2の被保険者が入院等により一旦退居した場合、退院後にもとの施設への再入居を希望した場合には新規入居者として入居判定することになるのか。

（回答） 貴見のとおりである。

〔問6〕 平成27年3月31日時点で特養に入居している利用者の方が、平成27年4月1日以降に要介護1・2に変更になっても引き続き入居できるのか。また、平成27年4月1日以降に入居した方が要介護1・2に変更になった場合は、退居になるということか。

（回答） 平成27年4月1日以前から施設に入居している要介護者については、仮に4月1日以後要介護1・2に変更になっても引き続き当該施設に入居し、指定介護福祉施設サービス又は指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を利用することが可能である。

また、平成27年4月1日以降に入居した方が要介護1・2に変更になった場合については貴見のとおりであるが、要介護1・2に変更になった入居者が、特例入居の要件に該当すると認められる場合には、特例的に指定介護老人福祉施設及び指定地域密着型介護老人福祉施設への入居が認められることとなる。

〔問 7〕平成27年4月1日以降の特養入居者のうち、要介護3で入居した者が更新等により要介護1・2になった場合には、特養を退居する取扱いとなる（やむを得ない場合は可）ということであるが、そうなった場合、家族は施設に対して要介護3から軽度にならないよう本人の自立に向けた取組を控えてほしいと希望する傾向が増加するのではないか。

（回答）居宅における生活への復帰を念頭に置いて、自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指すことについては、基本方針に規定されているところであり、指定介護老人福祉施設及び指定地域密着型介護老人福祉施設は、介護保険制度における指定事業者として、ご家族にも理解が得られるよう説明することが必要である。なお、指定介護老人福祉施設及び指定地域密着型介護老人福祉施設は、サービスの提供の開始に際しては、あらかじめ、入居者又はその家族に対して、サービスの内容を含めた施設の運営に関する重要事項について説明を行い、同意を得なければならないとされていることに留意されたい。

〔問 8〕制度改正に基づき特養入居対象者が変更になるということの説明責任は、入居を判断する特養にあるという理解でよろしいでしょうか？

（回答）指定介護老人福祉施設及び指定地域密着型介護老人福祉施設は、介護保険制度における指定事業者として、入居申込者等に対し、施設の提供するサービス内容やその利用料等を説明する中で、介護保険制度一般についての説明を行う必要があると考えるが、介護保険の保険者である市町等におかれても、指定介護老人福祉施設及び指定地域密着型介護老人福祉施設の入居者が原則として要介護3以上となることを含め、今般の介護保険法の改正内容につき、住民に対する周知や説明を行うことが求められるものと考えている。

〔問 9〕特例入居の対象者が考慮事項のグリーゾーンの場合、施設入居の最終決定は施設判断であるということによいか。

（回答）貴見のとおりであるが、要介護1及び2の方の特例入居の判断には、透明性及び公平性が求められることから、入居申込者の居宅における日常生活の状況等について、市町と施設との間での必要な情報の共有等が行われていることが必要である。

3 特例入居の要件の判定について

(1) 特例入居の要件に該当することの判定に際しては、居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由があることに関し、次のいずれかの事情を考慮すること。

- ① 認知症である者であって、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られること。
- ② 知的障害・精神障害等を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さ等が頻繁に見られること。
- ③ 家族等による深刻な虐待が疑われること等により、心身の安全・安心の確保が困難であること。
- ④ 単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱である等により家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分であること。

〔問10〕 特例入居の要件として①～④が示されているが、例えば、①認知症であれば、日常生活自立度Ⅲ以上など、より具体的な要件を示す予定はないか。

(回答) 実際の特例入居の要件に該当するか否かの判定に際しては、施設がそれぞれの対象者について市町と情報共有しながら、地域の実情を踏まえて判断する必要があることから、県として一律具体的な要件を示すことは考えていない。

(2) 要介護1又は2の入居申込者の特例入居が認められる場合には、次の取扱いにより、入居判定が行われるまでの間に施設と入居申込者の介護保険の保険者である市町（以下「保険者市町」という。）との間で情報の共有等を行うものとする。

なお、施設と保険者市町との間での必要な情報共有等が行われるのであれば、次の取扱いと異なる手続きとすることを妨げるものではない。

① 施設は、入居申込者に対して、居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由について、その理由など必要な情報の記載を「指定介護老人福祉施設入居申込書（様式第1号）」（以下「入居申込書」という。）により求めることとする。

② この場合において、施設は、保険者市町に対して入居申込書及び「介護支援専門員意見書（様式第3号）」により報告を行うとともに、当該入居申込者が特例入居対象者に該当するか否かを判断するに当たって適宜その意見を求めること。

③ ②の求めを受けた場合において、保険者市町は、地域の居宅サービスや生活支援などの提供体制に関する状況や、担当の介護支援専門員からの居宅における生活の困難度の聴取の内容なども踏まえ、施設に対して「特例入居の要件の判定に係る意見書（様式第4号）」により適宜意見を表明できるものとする。

〔問11〕施設が特例入居を決定する際の手続きの案において、施設が市町に意見を求めることとしているが、施設から意見を求められた場合に意見を表明しないことがあっても差し支えないか。また、事後的に実地指導等で確認する方法を原則としてもよいか。

(回答) 施設から意見を求められた場合について、その際に意見を表明することなく、事後的に実地指導等で確認することは、入居者の処遇に困難を生じさせる恐れがあること等から、入居前に意見を述べる必要があると考えている。

〔問12〕意見書を作成するに際して、市町の事務職員では判断が難しいため、介護認定審査会の委員といった専門職の意見を参考にしてもよいか。

(回答) 貴見のとおりである。

〔問 1 3〕 要介護 1・2の方からの入居申込みに対して、市町が特例入居の対象とすべきでないとの意見表明し、施設がその意見を尊重して特例入居の対象者としなかった場合、市町の表明した意見に対し、当該要介護 1・2の方が不服申し立てを行うことはできるのか。

(回答) 特例入居の判断に当たって行われる市町の意見の表明は、施設が行う入居判断を拘束するものではなく、不服申し立ての対象となる行為には該当しないものと考えている。

〔問 1 4〕 ①～④に明らかに該当するか否かの意見を求められた場合、施設が収集した情報をもって判断すれば足りるか。市町が何らかの聞き取り等を行わなければならないか。

(回答) 意見表明をするに十分な情報の共有がなされている事案であれば差し支えないが、個別の事案毎に適切にご判断いただきたい。

〔問 1 5〕 B市の特養に入居される場合にもA保険者市町がB市の特養から意見を求められれば意見を表明する必要があるのか。

(回答) 保険者市町として、担当の介護支援専門員からの居宅等における生活の困難度の聴取の内容なども踏まえつつ、施設に対して適宜意見を表明できるものである。

〔問 1 6〕 保険者と施設側の判断が異なる場合はどういう扱いになるのか。

(回答) 特例入居の要件の判定にあたって、保険者と施設の判断が異なる場合は、まずは両方で協議し、同じ判断となることが望ましい。同じ判断に至らなかった場合は、最終的には施設の判断となる。

また、協議した結果、特例入居に該当しないと判断になった場合、施設は申込者に対して、「市町と協議し、市町の判断を踏まえて特例入居に該当しないこととなった。本人の状態や家族の状況が変化した場合、再度、申込み頂きたい」旨、説明頂きたい。

4 入居の申込み

(1) 申込方法

入居の申込みは、入居申込書に、被保険者証の写し、直近3カ月分のサービス利用票及びサービス利用票別表の各写し並びに介護支援専門員意見書を添付して、入居申込者又は家族等が行うこととし、介護支援専門員は、申込みに際して必要な援助を行うものとする。

なお、特例入居に係る入居申込みの場合には、入居申込者に対して、居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由について、その理由などの必要な情報の記載を申込みに際し求めるものとする。

〔問17〕直近3ヶ月分の各写しを添付することとなっているが、特養は入居申込み時に、すぐに入れる方が少ないため入居待機中に状態はどんどん変わっていく可能性があるのでは、実際に入居できる時に、再度提出するのか。

(回答) 入居申込み時以後、入居申込者の状態等に変化がない場合は、再提出は必要ない。

〔問18〕「直近3ヶ月分のサービス利用票別表の各写しを添付」とあるが、介護認定後、医療保険適用として病院等へ入院していた場合はどのように対処するのか。

(回答) 「サービス利用票別表」の写しを添付する必要はない。

なお、「検討委員会」において「・・・個別の事情」として検討されることとなる。

〔問19〕特例入居の要件に該当し、困難な理由を付記する際、申込者本人及び家族が理由を記載すればよいか。

(回答) 特例入居の要件に該当し、指定介護老人福祉施設及び指定地域密着型介護老人福祉施設以外での生活が著しく困難な理由を入居申込書に付記するに当たっては、申込者本人や家族のほか、申込者本人を担当する介護支援専門員など、入居申込者の状況等を十分に把握できる方が記載しても差し支えない。

(2) 受付等

① 施設は、入居申込者が、入院治療の必要がある場合など、自ら適切な施設サービスを提供することが困難な場合は、その理由を入居申込者及び家族等に対して十分に説明し、理解を得るとともに、病院・診療所・介護老人保健施設等を紹介するなどの措置を講じるものとする。

② 受付簿の管理

申込書を受理した場合は、受付簿にその内容を記載して管理しなければならない。また、辞退や削除等の事由が生じた場合はその内容を記録しなければならない。

(3) 申込の有効期間

入居申込みの有効期間は、要介護認定の有効期間の満了日までの期間とする。

なお、有効期間満了後、受付簿から削除する際には、必ず入居申込者に了承を得るものとする。

5 入居検討委員会

(1) 施設は、入居の決定に係る事務を処理するために、合議制の委員会又は会議（以下「検討委員会」という。）を設置しなければならない。

(2) 検討委員会は、施設長、生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員、栄養士、第三者（当該法人の評議員等）等で構成するものとする。

〔問20〕 検討委員会の構成員について、「基幹型在宅介護支援センター(トータルケアマネジャー)」、「医師(施設の嘱託医師)」、「保険者」を加えることは適当か。

(理由) ① サービスにおける支援センターとの連携、調査を含めケア会議、事例検討会等を開催し、トータルケアマネジメントを行ない地域において情報収集と対応に努めている存在である。

② 医療的な区分の決定、対応などの判断を下しやすい。

③ 保険者の立場から

(回答) 検討委員会の委員の構成については、

① 基幹型在宅介護支援センター及び医師を構成員に加えることについては、それぞれの施設が必要に応じて施設の判断で構成員とすることは可能である。この指針は、一定の基準を示したものであり、指針に明記されていない者を構成員とすることを妨げるものではない。

② また、保険者を構成員に加えることについては、

ア 市町は、検討委員会の記録について必要がある場合に、関係施設に対し提出を求めること可能としていることから、保険者が構成員に加わることは、想定していない。

イ また、保険者が加わることは、介護保険制度導入前の「措置の時代」へ戻るような印象を与えることから好ましくないと考えられる。

(3) 検討委員会は、施設長が招集し、原則として毎月1回開催するものとする。

〔問2 1〕入居申込者の少ない施設では、入居検討委員会を毎月開催する必要はないのではないか。また、多いところでは、頻回に必要だと思う。

(回答) 原則は月1回であるが、検討委員会を開催し審議する事項がなければ、開催する必要はないと考えられる。

なお、月1回以上開催が必要な場合には、必要に応じて開催すべきであると考えられる。

〔問2 2〕例えば「A」という施設に現在、待機者が300人いた場合、新たに入居申込者が現れた場合300人の中の何番目に、その方を位置させるかという検討をする必要がある。

とすれば、300人全員とは言わないまでも、相当数の対象者の再判定をその都度行う必要があり、現実的ではない。

(回答) 施設が、毎月1回入居申込者全員について、検討委員会で新規の入居希望者並びに再評価申込者と同レベルの検討をするかどうかについては、施設の判断による。

1つの方法として、

- ・ 上位（施設毎に年間退所者数を基に、一定の名簿順位の上位者を新規の入居希望者等とについて、検討し、
- ・ その検討結果に基づき名簿の調整を行なうことにより、入居順位名簿全体が更新されることとなる。

また、提案のあった代替案も一つの方法であると考えられる。

(4) 検討委員会は、入居順位名簿を調整するとともに、これに基づいて入居の決定を行うものとする。

また、特例入居対象者の決定を行う場合は、必要に応じて「介護の必要の程度」や「家族の状況」等について、「特例入居対象者 入居決定意見書（様式第5号）」により、改めて保険者市町に意見を求めることが望ましい。

(5) 検討委員会は、審議の内容（特例入居に係る保険者市町の意見を含む。）を記録し、これを5年間保管しなければならない。

〔問2 3〕検討委員会の審議の結果、評価点数が同点或いは同順位と判断された場合の取り扱いは、どのようになるのか。

(回答) 評価基準による点数が同点の場合の入居順位は申込み順とする。

なお、当初の入居順位名簿の登載においては、従前の申込み順位とする。

〔問 2 4〕 審議の内容として記録すべき事項について例示願いたい。

(回答) 審議の記録事項については、次の事項が考えられる。

- | | |
|---------------|----------|
| ① 検討委員会の開催年月日 | ② 開催場所 |
| ③ 参加委員名 | ④ 記録者 |
| ⑤ 検討事項及び検討内容 | ⑥ 検討結果 等 |

〔問 2 5〕 施設は、市町からの意見の内容も踏まえ、入居検討委員会において特列入居の必要性を判断するとされているが、市町からの意見を踏まえた結果であれば、施設が市町からの意見に反する判断をしても差し支えないか。

(回答) 特列入居に該当するか否かについては、最終的には施設の判断となるが、施設と市町の判断に齟齬が生じることがないように、適切に連携等していただきたいと考えている。

〔問 2 6〕 特列入居指針による申込者は、例外的に特養の入居申込みができるというだけであり、実際の入居の判定に当たっては、要介護 3 以上の他の入居申込者と同じ審査基準で判断すればよいのか。

(回答) 貴見のとおりである。したがって、要介護 1・2 の方の特別養護老人ホームへの入居判定に当たっては、入居申込者が特列入居の要件に該当するかを検討した上で、該当した場合には、これまでと同様、「介護の必要の程度」及び「家族の状況」等の勘案すべき事項に照らし、指定介護福祉施設サービス及び指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を利用する必要性が高いと認められる入居申込者を優先的に入居させるよう、入居の必要性を個別具体的に判断して頂きたい。

〔問 2 7〕 特列入居対象者の決定を行う場合は、必要に応じて「特列入居対象者 入居決定意見書」により、改めて保険者市町に意見を求めることが望ましいとのことだが、必要に応じてとはどのような場合を想定しているのか。

(回答) 入居申込みから入居決定をするまで、待機者が多い等の理由により時間を要した場合に、入居申込者の状況の変化があることを想定したもの。従って、入居申込者の状況の変化がない場合は、改めて保険者市町に意見を求める必要はない。

(6) 検討委員会は、石川県又は市町（広域連合を含む。）から求めがあったときは、上記の記録を提出しなければならない。

(7) その他

① 守秘義務

施設の職員及び検討委員会の第三者委員は、業務上知り得た入居申込者やその家族等に関する個人情報等を漏らしてはならない。また、施設を退職した後及び委員を退任した後も同様とする。

② 説明責任

施設は、説明責任者あるいは窓口を明確にするとともに、入居申込者や家族等に対して、入居の判断等に関する説明を十分に行うものとする。

6 入居順位名簿の調整

(1) 調整方法

入居順位名簿は、入居判定対象者について、別表（入居申込者の評価基準）に基づく評価と次に掲げる個別事情を総合的に勘案し、上位の者から登載する。

【入居決定に係る個別の事情】

① 性別（部屋単位の男女別構成）

② 地域性（入居後の家族関係の維持等）

③ その他特別に配慮しなければならない個別の事情

〔問28〕②の「地域性」とは何か、また、「入居後の家族関係の維持等」とは何か。

（回答）地域性とは、例えば「地域や家庭との結びつきを重視した施設運営を図るため、施設が所在する市町若しくは近隣市町に居住している者又は家族が居住している者を優先する。」ことなどである。

また、「入居後の家族関係の維持等」とは、家族等が面会可能な距離、家族関係が疎遠にならないように遠距離の方は優先しないことなどである。

〔問29〕入居検討委員会の判断（裁量）で「その他特別に配慮しなければならない個別の事情」を勘案し優先的な入居が行われることとなると、入居基準自体が不透明になり、公平性に欠けるものでないのか。

（回答）入居検討委員会が判断するのは、評価基準（機械的な点数評価）にあらわれない事情について、施設の専門的見地から在宅介護の困難性を別に評価する必要がある場合に限られるものであり、個々に様々な事情があることから、検討委員会の裁量に委ねられるものである。

なお、公平・公正な判断がなされるものと考えている。

〔問30〕「その他特別の配慮をしなければならない個別の事情」の具体的な運用事例を示せ。

- (回答) 入居申込者の個別、具体的な「・・・個別の事情」の事例としては、
- ① 自傷行為、不潔行為、常時徘徊など、在宅生活が困難と認められる認知症状による顕著な問題行動。
 - ② 尿管カテーテル、経管栄養、酸素療法等の医学的処置の状況。
 - ③ 居住環境（廊下、階段、便所、浴室等の住宅改修が困難）
 - ④ 在宅からの入居申込者については、本人や家族の心身の状況等から在宅での介護が特に困難と認められる場合。
 - ⑤ 他の介護保険施設や病院等の入居（入院）者からの申込みについては当該施設から退居（退院）を求められているが、在宅復帰が困難と認められる場合。
 - ⑥ 長期入院後に当該指定介護老人福祉施設の再入居の申込みを行う場合。
 - ⑦ 所得が低くて在宅サービスが出来ない場合。
 - ⑧ 入居申込み後の待機期間中に、病院に入院中の場合。
などが考えられる。

〔問31〕「その他特別に配慮しなければならない個別の事情」の中に「利用者が介護者から虐待を受けている事例」は含まれるか。

- (回答) 含まれる。
- 例えば、「在宅からの入居申込者については、本人や家族の心身の状況等から在宅での介護が特に困難と認められる場合」として、
- ① 「家族が長期間にわたり献身的な介護を続けてきたが、介護疲れから、これ以上の介護に耐えられないような場合」
 - ② 「介護放棄、虐待が懸念されるような場合」
 - ③ 「家族関係が破綻し介護が困難な場合」
- などが考えられる。

(2) 再評価

本人の状態等に変化があった場合は、入居申込者及び家族が、「指定介護老人福祉施設入居再評価申込書（様式第2号）」により、4に準じて再評価の申込みを行うものとする。

(3) 調整時期

入居順位名簿は、検討委員会の開催に合わせてその都度調整する。

(4) 入居順位名簿の更新

施設は、入居順位名簿の更新を行うために、入居申込みの継続意思並びに入居申込者及び介護者等の状況把握のため、原則として年に一度調査を行うものとする。

7 特別な事由による入居

次に掲げる場合においては、検討委員会の審議によらず施設長の判断により入居を決定することができることとする。

ただし、直近の検討委員会において報告しなければならない。

なお、上記により入居を決定する場合は特例入居の判断を要しないが、市町へ報告するものとする。

- (1) 災害や事件・事故等により検討委員会を招集する余裕がないとき。
- (2) 老人福祉法に定める措置委託による場合。
- (3) 介護者の緊急入院等の事情により、緊急の入居の必要性が生じた場合。

8 辞退者の取り扱い

入居の意思を確認したにも拘わらず、申込者の都合により一時辞退があった場合は順位を繰り下げ、再度の辞退があった時は辞退等の理由を考慮して受付簿及び入居順位名簿から削除することができるものとする。

[問32] 「再度の辞退があった時は、受付簿及び入居順位名簿から削除することができる。」とありますが、削除するということを申込者にきちんと伝えるのか。

(回答) 辞退者の取り扱いについては、

- ① 施設で削除することができる旨を定めたものであり、削除に当たっては、きちんと説明して削除すべきである。
- ② なお、削除後に、「言った言わない」との問題が起こることが考えられることから、施設の判断で、削除するときに辞退する旨の書類を頂くのも1つの方法として考えられる。

9 適正運用

- (1) 施設等は、この指針に基づき適正に入居の決定を行うものとする。
- (2) 県及び市町は、この指針の適正な運用について、施設に対し必要な助言を行うものとする。
- (3) 施設は、入居申込者に対して指針の内容を説明するものとする。
- (4) この入居指針を見直す必要が生じた場合は、石川県、市町、石川県老人福祉施設協議会の三者で協議するものとする。
- (5) 市町及び関係団体等が、各市町に所在する施設を対象として、この入居指針と同様の趣旨で指針が作成された場合は、この入居指針を適用しないことができるものとする。

【以降、入居申込者の評価基準についてのQ&A】

〔問33〕 「介護者の状況」について「介護者がいない場合」とはどのような意味か。

（回答） 「介護者がいない場合」とは、高齢や虚弱、就業中等やむを得ない事由により実質的に介護する者がいない状態を指す。従って、単身者であっても介護する者がいる場合、加算はない。また、施設、病院等に入居（入院）している者については、在宅復帰した場合を想定する。

〔問34〕 介護者の状況で、同居していても介護していない場合は、どのように取り扱うのか。

（回答） 「同居していても介護していない場合」は、例えば「家族が長期間にわたり献身的な介護を続けてきたが、介護疲れから、これ以上の介護に耐えられないような場合」、「介護放棄、虐待が懸念されるような場合」、「家族関係が破綻し介護が困難な場合」などの場合には、「・・・個別の事情」により検討委員会で審議することとなる。

〔問35〕 在宅で介護者が一生懸命介護している場合には、「介護者あり」となり、特養入居が不利となる。逆に介護しない場合の方が有利になるのはおかしいのではないか。

（回答） 一生懸命介護していても、「これ以上の介護に耐えられない場合」や「介護しない場合」については、入居検討委員会において「・・・個別の事情」を勘案することとなる。従って、介護しない場合の方が有利になるものではない。

〔問36〕 「居宅サービス等の利用状況」については、利用料が払えないため在宅サービスを利用しない人は、不利ではないか。

（回答） 利用料を支払うことにより、生活保護基準に該当するなど個別の事情がある場合には、利用料の減免等について、関係市町の介護保険担当課に相談して欲しい。

〔問37〕 この指針では、平成15年4月1日から運用となるが、入居希望者の中には、現時点で1年や2年も待機を続けている者も多く存在する。この待機期間が加味されないので、この期間も点数として加味していくことが必要ではないか。

（回答） 入居申込者の待機期間は加味することは出来ない。

本指針の策定の趣旨は、「常時介護が必要で、在宅での介護が困難な方」が、必要なときに入居が可能となるようにすることである。

しかしながら、現実には、直ちに入居の必要性のない方でも、将来のために複数の施設へ同時に入居申込みを行い、入居申込者の増加に拍車をかける現象が起きている。

このため、入居の必要性の高い方が、直ちには入居の必要性のない方より入居が後になるという問題があり、平成14年8月7日に特養の運営基準が一部改正され、入居の必要性が生じたときには早期に入居できることにより、県民が安心して在宅生活を送れることを目的としているためである。

〔問38〕 「認知症等の状況」の点数が10～20となっているが、どのように点数を配点すればよいか。

（回答） 例えば、認知症高齢者の日常生活自立度など、個々の実情に応じて判断されたい。